

於・中央合同庁舎4号館1219～1221会議室

食料・農業・農村政策審議会食糧部会 議事録

平成21年11月26日

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、委員出欠報告	1
1、配布資料の確認	1
1、部会長挨拶	2
1、農林水産大臣政務官挨拶	2
1、議 題	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について	4
(2) 戸別所得補償制度について	27
1、閉 会	42

開 会

前島需給調整対策室長 では、予定の時刻が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

委員出欠報告

前島需給調整対策室長 本日の委員の皆様の出席状況でございますが、神田委員、深川委員、米濱委員におかれましては、所用により御欠席との御連絡をいただいております。なお、藤井委員、富士委員のお二人は若干遅れてお見えになるとの連絡がございました。結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定によりまして本部会は成立しております。

続きまして、農林水産省側について紹介させていただきます。

総合食料局長の高橋でございます。

計画課長の村井でございます。

消費流通課長でございます。

食糧貿易課長でございます。

配布資料の確認

前島需給調整対策室長 議事の前に配布資料の確認をさせていただきます。お手元には、食料・農業・農村政策審議会食糧部会資料一覧に記載されている議事次第、委員名簿、資料1、資料2、それ以外に参考資料1「最近の米をめぐる関係資料」及び、参考資料2「戸別所得補償制度推進本部資料」をお配りしております。参考資料1については特段の説明を行いませんけれども、御意見、御質問があれば議事において御発言いただければと思います。

ます。

よろしいでしょうか。

それでは、この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思います。

部会長挨拶

林部会長 承知しました。

皆さん、こんばんは。私は、この部会だけではなくて食料・農業・農村政策審議会のいろいろな部会に出席しておりますけれども、「こんばんは」と挨拶したのはこれが初めてではないかと思えます。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

本日は、御存じのように「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」につきまして皆様に御審議いただくことになっております。また、本部会は審議会議事規則第3条第2項の規定により会議を公開することになっております。また、本部会における皆様の御意見等については、議事録として取りまとめた上で公開させていただきたいということです。どうぞよろしく願いいたします。

農林水産大臣政務官挨拶

林部会長 それでは最初に、開会に際しまして舟山農林水産大臣政務官より御挨拶をいただきます。

舟山農林水産大臣政務官 皆様、こんばんは。ただいま御紹介いただきました農林水産大臣政務官を拝命しております舟山康江でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、またこのような遅い時間にお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

現在、我が国の農業・農村をめぐる状況は、高齢化の進行、農村人口、農業人口の減少など非常に厳しい現状にある。厳しい厳しいと言っただけは足りないわけですが、こういった現状にあるということでもあります。ただ、そのような状況の中において、明るい展望も見えているのではないかと考えております。今、6次産業化、農業で自分たちで自ら加工して付加価値をつけて売っていきこうという動き、それから集団化の動き、ま

た世界的な食糧危機、また環境、エネルギー問題に対して、この農林水産業が貢献できる可能性は非常に大きいのではないかと考えております。そういった可能性を引き出していくのがこれからの我々の仕事ではないかと考えております。

また、私たち、新しい政権が発足して2カ月になるわけでありますが、このときにマニフェストでも掲げました戸別所得補償制度を基軸として、この疲弊した農業の状況を何とか脱していきたい、そして食料自給率を高めていきたいという目標に向かって、今、政策をつくっているところであります。省内に「戸別所得補償制度推進本部」というものも設置しました。そして来年度から、米に関して「米戸別所得補償モデル事業」を実施する予定でございます。そういった中において、しっかりと農林水産業の復活に向けて頑張っていきたいと考えております。

今回の食糧部会においては、このモデル事業の対象となる米について、7月に作成した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、10月15日現在、21年度の水稲予想収穫量が示されました、それから、6月末時点での民間在庫数量が確定しました、これらこのことを踏まえて見直した上で今後の需給を見通し、そして来年の生産数量目標を決定する必要があるということで、今回の食糧部会を開かせていただいております。

委員の皆様におかれましては、本基本指針が来年度からのモデル事業に大きく影響するものであることを踏まえていただきまして、十分な御審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございます。

それでは最初に、本日の議事の進め方について確認させていただきたいと思っております。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について、事務局から資料の説明をしていただき、委員の皆様からの御意見、御質問をちょうだいした上で、適当であるかどうか決議したいと思っております。その後、議題のその他として「戸別所得補償制度の検討状況」について、事務局から説明を受けたいと考えております。

事務局並びに委員の皆様におかれましては、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたく思います。全体としては午後8時ごろまでに終了したいと考えておりますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めてまいります。

議 題

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

林部会長 早速ですが、農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き資料について説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

村井計画課長 総合食料局食糧部計画課長の村井でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。説明は座ったままさせていただきます。恐縮でございます。

まず、お手元資料の1でございます。農林水産大臣からの諮問を読み上げさせていただきます。

2 1 総食第777号

平成21年11月26日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

それでは、続きまして資料の2でございます。「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について御説明させていただきたいと思います。開いていただいて目次、第1から第5まで法定事項に沿って整理させていただいております。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。第1、米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針でございます。

この基本指針の内容については、これまでの指針の中で定めてきた内容と基本的には変わっていないという御理解を賜りたいと思います。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づいて、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づいて、米穀の需給の

均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を整合性をもって行うということでございます。

このうち、生産調整については、食糧法の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携しながら生産数量目標の達成に向けて取り組むということ、また、自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組むということをうたっております。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として保有するということでございます。

続きまして、第2、米穀の需給の見通しに関する事項でございます。

1のところで、平成20年から21年、20年7月から21年6月までの需要実績の関係でございます。算出方法は例年のとおりです。表1に細かい算出方法を書いてありますが、21年6月末在庫量と20年6月末在庫量を比較して、その増減の数字を見るということ。それから平成20年産米の主食用米等の供給量、それから政府備蓄米の需要実績、これは20年7月から21年6月までの主食用への販売数量になります。こういった数字をベースに需要実績を算出しているということでございます。

2ページで、(3)平成20年から21年の需要実績を記載しております。この方法により算出した20年7月から21年6月までの1年間の需要実績は、図1にあるとおり824万トンという数字で確定しました。主食用米の供給数量が855万トン、政府備蓄米の主食用販売19万6000トン、約20万トンになります。それから在庫の増減については、民間在庫の増加が51万3000トンという数字になっております。こういった数字をもとに需要実績をはじきますと823万6000トン、約824万トンという数字になります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。2の平成21年から22年の需要見通し、それから平成22年から23年の需要見通しでございます。

まず平成21年から22年、21年7月から22年6月までの1年間の需要見通しの関係でございます。これらについてもこれまでと基本的に同じ考え方、平成8年7月から9年6月まで1年間の需要実績の数字が基点になっていますが、それ以降直近の20年7月から21年6月までの需要実績の数字を用いてトレンド、回帰式で算出するということです。その算定結果が図2、表2に示しています。まず21年7月から22年6月までの需要見通しについては、821万トンという数字になっています。それから、平成22年7月から23年

6月までの需要見通しについては、813万トンという数字になっています。

これらの数字をもとに全体の需給の見通し、4ページの3の表に示していますが、これが平成21年7月から22年6月の需給見通しということになります。今、説明させていただきましたように、需要量については主食用米等の需要量が、3ページで算出したように821万トンという数字になります。

それから、供給量でございます。供給量については、平成21年6月末の在庫量が民間流通在庫、政府保有在庫、合わせて298万トンという数字になっています。さらに主食用米等の生産量は、21年10月15日現在の水稻の予想収穫量をもとにした数字になりますが、831万トンという数字になります。この結果、21年、22年にかけての主食用米等の供給量の合計は、1129万トンという数字になります。

この数字をもとに、平成22年6月末の在庫を需要量、供給量から算出しますと、308万トンと見通されるということでございます。

さらに4ページの第3のところでございます。米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項でございます。御案内のとおり、食糧法に基づき国の行う備蓄は、米穀の生産量の減少によってその供給が不足する事態に備える目的をもって行うということでございます。冒頭の基本方針のところにもございましたが、6月末時点での在庫量は100万トン程度を目安に保有するというところでございます。

また、平成21年から22年にかけての政府備蓄米については、この需給の見通し上は、回転備蓄を前提にして、その適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合に、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減じるという従来の備蓄運営ルール、基本的にはこの考え方に沿って対応していきたいということでございます。

なお、21年産米の買い入れについて、恐縮ですが口頭で御説明させていただきたいと思っております。21年産米の買い入れの基本的な考え方です。21年産米の買い入れに当たっては、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点から、現時点で生じている在庫水準100万トンとの差について買い入れることとしたいと考えております。その際、主食用需給への影響を可能な限り小さなものとする、客観的かつ透明性の確保を図るということ、こういったことを念頭に置きながら、これまでのように産地品種銘柄ごとの買入予定数量の設定は行わずに、一定の品質基準、数量単位を設けた上で低い価格のものから順次、買入予定数量に達するまで買い入れるということに対応したいと考えております。

なお、買入予定数量については、21年産米の政府買入数量、21年10月末の在庫が84万トンと見込まれています。これを踏まえて16万トンという数字を予定したいと考えております。買入れの実施の時期については、入札の実施時期、12月を予定したいと考えております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。第4、米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項、いわゆるミニマム・アクセス米、M A 米の関係です。これは7月指針から基本的に変わっておりません。年間77万玄米トンの予定で、そのうちS B S方式による輸入については、10万トンを予定しております。

それから、第5は、平成22年産米における都道府県別の生産数量目標についてです。先ほど御説明しましたとおり、全国の平成22年7月から23年6月にかけての需要見通しについては、813万トンと想定されております。これを踏まえて全国の22年産米の生産数量目標についても、これと同様813万トンと設定したいと考えております。

また、都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の生産数量目標をもとに各都道府県ごとの過去6年の需要実績の数字を用いて、6年の需要実績のうち中庸4年分をとって、その平均値をベースに各県のシェアを算出することを基本としております。この考え方は踏襲したいということですが、生産調整の目標達成県、未達成県の両方が存在する状況でございます。

その不公平感を是正するための調整として、21年産米における目標達成県については、その県の生産数量目標の減少率が全国の生産数量目標の減少率、815万トンから813万トンへの減少率ということで、99.8%という数字になりますが、これを下回らないように調整させていただく。

それから、この調整した数量については、21年産米の目標未達成県のうち生産数量目標が増加する県がございます。こういった県から控除させていただくことを旨として調整を行いたいと考えております。

基本指針の本体は、以上でございます。

あと参考統計表として幾つかデータを掲載していますので、御紹介させていただきます。

まず6ページをお開きいただきたいと思います。1世帯当たりの米の購入数量、これは総務省の家計調査のデータです。平成21年、今年9月までのデータを記載しています。7月、8月と対前年比を上回るような数字が出ていますが、9月の数字は、対前年比97%という数字になっています。米の消費動向についても引き続き注意を払っていきたく

考えております。

それから7ページ、平成21年産水稻の作付面積及び予想収穫量ということで、10月15日現在の数字を掲載しております。先ほど申しましたように、この数字をベースに主食用米の生産量831万トンと見込んでおります。

続きまして、8ページでございます。政府、民間流通における6月末在庫の推移ということで、平成11年からのデータを掲載しております。ごらんいただいておりますように、20年は民間在庫が前年184万トンに対して161万トンということで、かなり減少した状況でしたが、21年になって212万トンという状況でございます。

それから、9ページは政府備蓄米の在庫の状況でございます。今現在、政府在庫は、17年産から20年産の米で構成されているところでございます。6月末の時点では86万トンという数字でしたが、その後7月から10月にかけて約2万トンほど販売実績が上がっているということで、10月末現在で約84万トンの数字になっております。

10ページ、11ページ、12ページにかけて、各都道府県ごとの需要実績の数字を掲載していますので、御参考にしていただければと思います。

それから13ページ、ミニマム・アクセス米の販売状況で、平成7年4月以降の累積の数字で掲載しております。御案内のとおり、最近、飼料用の需要にかなりMA米の販売の数字が大きくなっている状況にあるということで、飼料用に累計で164万トン、MA米から供給させていただいている状況でございます。

基本指針(案)については、以上でございます。

あと参考資料として、「最近の米をめぐる関係資料」を配布しております。時間の都合もありますので、詳しい説明は省略させていただきたいと考えますが、1ページは米の全体需給の動向で、昭和35年の後半から現在に至るまでの全体需給の動向、基本的には総需要量が減少基調で推移していることが見ていただけるかと思っております。

それから2ページでは、先ほど本体のほうにもつけておりましたが、家計調査の1世帯当たりの米の購入量について、さらに細かく、年間トータルで数字を見た場合で出しています。19年、20年と対前年比を上回るような数字になっています。21年7月以降はまだ3カ月分でございます。この3カ月のトータルで見ると、4%増の状況になっています。先ほど申しましたように、9月はマイナスの状況になっていますので、引き続き注意していきたいと考えております。

それから3ページ以降で、これは全米販さんに取り組んでいただいている、主食用米の

販売動向に関する米穀卸売業界の調査の関係のデータを掲載しております。全米販さんのほうで、会員企業さんを対象に、四半期に一回程度、継続的に調査することを検討していただいております。各会員企業、そこにあるように販売先別の販売の状況等についてどういった感じを持っておられるか。いわゆるD I 値の算出方法がありますが、そういったことをベースに調査しております。3 ページ、4 ページとその結果を掲載しております。この結果を見ても、少し厳しいというか、やや悪くなっているというお答えが多い状況が見てとれます。こういった調査も我々としては参考にしながら、今後の需給の状況を見ていきたいと考えております。

それから、5 ページ以降は外食の動向ということで、日本フードサービス協会さんの調査結果なり、7 ページは、日本フランチャイズチェーン協会さんの調査結果を参考として掲載しております。

それから8 ページは、20 年産米、21 年産米の相対取引価格の推移ということで数字を掲載しています。見ていただいております。北海道きさら 397、青森つがるロマンは、比較的低価格帯で取引されている銘柄になりますが、こういった銘柄について基本的には横ばい、あるいは対前期上向きになっているところも若干見てとれる動きになってはいますが、新潟コシヒカリのように高い価格帯でこれまで取引されているお米の価格が相対的に厳しくなっていると考えております。

9 ページは、平成 20 年産米の相対取引価格、各銘柄ごとに細かい数字を掲載していますので、御参考にさせていただければと思います。

それから10 ページは、平成 21 年産米の相対取引価格、これも速報値ということで細かい銘柄ごとに数字を掲載しておりますので、御参考にさせていただければと思います。

それから11 ページ以降で、米消費拡大の取り組みを紹介しております。「めざましごはんキャンペーン」の関係、それから12 ページでは、この「めざましごはんキャンペーン」の背景として、我々が考えている朝食の欠食の状況をベースにした数字、特に若年層を中心とした朝食の欠食というのは年間 50 億食程度、金額にして総額約 1 兆 5000 億円程度の市場があるのではないかと考えております。こういった朝食の欠食のところに、どれだけお米の消費が拡大していけるかということも1つ大きなポイントではないかと考えております。

それから13 ページで、米飯学校給食の推進ということで、学校給食の回数の推移を掲載しています。大体平均週3回でこれまで取り組んできてはいますが、今後、文部科学省さ

んのほうでも、大都市と実施回数がまだ週3回未満の地域、学校については、3回程度へ増加を図っていく。既に週3回以上の回数を実現している地域、学校については、週4回程度ということで新たな目標を設定して、さらに実施回数の増加を図っていくということで、こういうことについても文部科学省、農林水産省で連携しながら進めていきたいと考えております。

それから、14ページではMA米の関係です。国別の輸入数量、用途別の販売状況、さらに細かい数字を掲載していますので、御参照いただければと思います。ちなみに21年10月末現在のMAの在庫ですが、玄米ベースで約95万トンの数字になっております。

それから15ページ、商業用のコメの輸出数量等の推移ということで、輸出先別の数字を含めて掲載しております。2006年から2007年にかけて若干の数字が減ったのですが、2008年は1294トンということで、対前年比38%という数字になっています。2009年については、1月から9月の数字で、771トンという数字になっていますが、状況としてはこういった状況になっているということで御理解を賜ればと思います。

それから16ページ、生産調整の取り組み状況の推移、17ページは21年産米における生産調整の取り組み状況、各県別の数字を掲載していますが、21年産においては、面積換算値で申しますと、約4万9000haの過剰作付けの結果になっています。前年が約5万4000haの過剰作付けの状況になっていますので、大体5000ha程度過剰作付け面積が減った状況でございます。下のところの県別を見ていただければ、基本的にここ何年かの傾向と変わっていないところが見えていただけるかと思いますが、目標を達成した県としては29都道府県という状況になっています。

それから、最後は18ページでございます。平成21年産新規需要米の取り組み計画の認定状況ということで、特に飼料用米、米粉用米のところだけ数字を御紹介させていただきますと、飼料用米については面積ベースで約4100ha、米粉用米については約2400haという実績になっています。

私からの説明は以上で終わります。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、これから委員の皆様からの御質問、御意見を受けたいと思います。事務局から、諮問事項について第1から第5まで分けて簡潔に御説明いただきました。また、この参考統計表もついています。さらに参考資料1として簡単に御説明いただきました。どこからでも結構ですので、御意見、御質問をいただきたいと思います。

今井委員どうぞ。

今井委員 4ページの政府備蓄米の30万トンの件ですが、前回の7月では、仮置きとして50万トンと載っていたのですが、その30万トンのところの説明をお願いします。

村井計画課長 7月は確かに仮置きということで、50万トンという数字を置かしていただいておりますけれども、基本的に今の政府回轉備蓄という考え方に従って、大体3年程度保有して回轉させていただくという考え方をとっております。これがベースになって最終的に国の予算をどう組むかということにつながってくるわけですが、そういった基本的な考え方に従って、100万トンを3年ということですので、1年でおおむね30万トンという数字で、この11月指針ではこの数字を置いているということでございます。

林部会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。富士委員どうぞ。

富士委員 来年から米の戸別所得補償制度モデル事業が実施されるということで、生産現場ではいろいろな意味で不安や期待もありますが、疑問も含めて質問がいっぱい来ますので、幾つか質問させていただければと思います。

林部会長 そこは次にお話しするわけですね。今は米穀の需給についての見通しですので、今、御説明いただいた範囲の中での御質問と御意見をいただきます。

富士委員 備蓄運営のところ、「現行の適正水準として100万トン程度」ということではありますが、将来的にはどうなのか。「現行」とわざわざ言っているところがあって、では来年度以降どうするのかということを含めてお聞きしたい。新政権になれば、米の備蓄について棚上げ方式に転換するとか、それからMA米含めて300万トンの備蓄運営ということが出ていたわけです。そういう意味で、今後の政府米の適正備蓄水準はどういうふうに考えたらいいか、それから棚上げ備蓄とか回轉備蓄米の運営方法についてどう考えるのか、教えていただきたいと思います。

林部会長 備蓄に関することですね。

舟山政務官 備蓄についてお答えしたいと思います。備蓄については、マニフェスト等にも、今後300万トン棚上げ備蓄方式でということの検討をするということを書かせていただいておりますが、今後の検討課題として、適正な備蓄水準、そして備蓄の方法をあわせて検討するというので、今回、来年については今までどおり100万トンということ考えております。

林部会長 よろしいですか。

それでは、先ほど藤岡委員が手を挙げておりました。福代委員はその次に。

藤岡委員 今、出ている政府備蓄米の件についてですが、先ほどの説明の中で、12月に16万トン買い入れする。低価格水準の米から買うという説明でしたが、その低価格水準の米から買い入れするという、その根拠をお願いしたい。

村井計画課長 先ほど申しましたように、基本的には不測時に備えての備蓄ということで、主食用の需給の影響は限りなく小さなものにしていくことが必要だと考えています。また、その買い入れに当たっても、市場への影響を遮断をすることから、客観的かつ透明性の確保を図っていくことが必要だということです。そういった中で、これまでは産地、品種、銘柄ごとに買入予定数量を設定するというやり方をとっていたわけですが、客観性、透明性という観点から考えた場合に、基本的には一本の買入予定価格を設定させていただいた上で、できるだけその価格の範囲内で低価格のものから順次買い入れる。これは財政負担の観点から考えても、そういったやり方、対応が必要ではないかということで、今回こういった方式に変えていきたいということでございます。

藤岡委員 私はなぜそれを聞いたかということ、今非常に米価が下落傾向にありまして、もちろんこれは不景気もあって需要が低迷していることも大きな要因でしょうけれども、そこへきて安いものから買うということが、さらに価格の低下に拍車をかけるのではないかという気がしますが、その辺の懸念はないですか。

林部会長 それでは、政務官お答えいただけますか。

舟山政務官 今の御質問ですが、備蓄というのは、あくまでも不測の事態に備えて一定の在庫を持っておく必要があるという観点で、今、数量が決まっているわけでありまして、この備蓄と需給調整というのは別に考えなければいけないと思っております。主食用の市場に流通する米が余っているから買うというものではなくて、あくまでも適正備蓄水準に持っていくためにどうするのかで、数量を決めるべきものだと思っております。

さらに言えば、買う銘柄についても、余っているものを買うとかそういったものではない、やはり備蓄の基本的な理念に立ち戻って、透明性をもって運用していく意味では、入札の方式などで安いものから備蓄をしっかりと適正水準に持っていくというものであるという観点で、このような方法に変えさせていただいたということでもあります。

林部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

藤岡委員 私ばかり質問してもあれですので1点だけ、今、政務官からお答えいただき

ましたが、先ほど富士委員からもありましたが、私も政権交代になってから、マニフェストとインデックス 2009 というのはかなり勉強しました。企画部会の中でも、政権交代があつてから、国民に約束したマニフェストに従つてやると、さまざまな施策はそれで進めていくのだという説明がありました。私も先ほど質問があつた備蓄の方式については、来年度から棚上げ方式に変わるのだという理解でいたのですが、ここには「確立します」と書いてあります。先ほど政務官は「検討します」と言いましたけれども、その辺について、もう一回考え方をお伺いします。

舟山政務官 政策集に、300 万トン棚上げ備蓄ということを書かせていただいておりますが、備蓄運営の 1 つの方法としてお示しさせていただきました。さまざまな備蓄に関して、適正水準がどこにあるのか、それは財政負担の面も非常に大きく影響してくると思えます。もちろん政策というのはスピード感をもって決めなければいけないと思つていますが、こういった大きな話ですと、しっかりといろいろな観点から検討を加えて、一定の時間をかけて議論するべきだと思つています。今の回転備蓄、棚上げ備蓄、それぞれ長所、短所があると思つていますが、その辺をしっかりと検討した上で、その方式と適正数量を決めていきたいと思つております。

林部会長 よろしいでしょうか。

それでは、福代委員、そして竹内委員と。

福代委員 今、藤岡委員もおっしゃつたのですが、21 年産米の出回りが本格化していますが、下げ基調にあります。どこまで下がるのかなと非常に心配していますが、この需要見通しを見ても依然として下がってきている状況の中で、毎回言うようですけれども、米の消費拡大の取り組みは非常に大切なものと考えております。

この参考資料の 11 ページの「めざましごはんキャンペーン」のポスターは、これを訴える力が大きい、非常によくできているなと思つていますが、こういったこととか、それから学校給食でも、ほぼ週 3 回は達成されている。非常に努力していただいておりますし、我々生産者団体も食農教育等で一生懸命進めているところですが、これを見ると 18 歳から 19 歳、それから 20 歳とか 29 歳、そこらあたりですつと朝食の欠食が多くなつてきます。やはり文科省ばかりではなく企業などの理解も得ていかないと、成人向けの啓発というものをもうちよつと考えながら拡大していかないといけないのではないかと考えますが、何らかの新しい取り組み等はございますか。もしなければ、ぜひ考えていただきたいと思つてます。

林部会長 これについてお答えいただけますか。

大坪流通加工対策室長 米の消費拡大については、自給率向上のためにも非常に重要な問題でございまして、これまで私どももいろいろな形で取り組んでまいりました。現在、「めざましごはんキャンペーン」をやっていますが、消費の拡大については、消費者の購買行動の変化をどういうふうに促すのかという問題でございまして。国が単に啓発を実施するだけでは不十分であり、米の関連業界はもとより食品産業、中食、外食、小売業を含めて、各界の方々を含めた幅広い国民運動にしていかなければ、なかなか消費行動は変わっていかないと思っております。

19年からやっております「めざましごはんキャンペーン」、国民全体で50億食の年間の朝食欠食を改善することを通じて、御飯食の消費を拡大していこうという取り組みですが、政府のキャンペーンとあわせて、キャンペーン参加民間企業が新商品の開発投入、販売促進の活動を一生懸命、ともにやってきているところでございます。

「めざましごはんキャンペーン」と一緒に新商品の投入、販売促進が多くの企業で行われた、お茶漬け、ふりかけ業界では、20年度の業界の年間販売額が34億円増加したという統計がございまして。それから朝食向けのカレー商品も、御飯にかけて一緒に食べるものですが、新規開発投入がなされて、10億円の新市場の開拓があったという報道もございまして。私ども「めざましごはんキャンペーン」、今、約4000社以上の参加企業と一緒にやっているところでございますが、連携を密にして取り組んでおります。

林部会長 どうぞ。

高橋総合食料局長 今の消費拡大の話でございまして、担当から申し上げたように、政府が啓蒙・普及というところでは限界があると思っております。12ページにありますように朝食の市場、いろいろな計算があるのですが、1.5兆円が実は失われた市場、あるいは開拓できる市場だ。そういったところに対して企業のインセンティブをいかに発揮していただくか。要は企業自身もこういったものに対して、ものすごい利益の可能性があるので。そういったことを踏まえて、我々は当然のことながら自給率の観点から展開していくわけですが、それに輪をかけて、あるいは我々がやっている直接のキャンペーンの何層倍ものことをかけても、企業としても非常にメリットがある。そういうことをきちんとわかるような形でしていくことが重要だと思っております。4000社とかそういう形で参加企業もふえていますし、先ほど例があったもののほかに、例えば某航空会社の朝食では、このキャンペーンを使ったお握りが出されているとか、そういうことを我々としてはもっ

ともっとやっていく必要があると思っております。

林部会長 ありがとうございます。

政務官からどうぞ。

舟山政務官 今、担当から説明いただきましたけれども、1つは企業を巻き込んで何とか進めていこうということ、もう1つは、国民運動的なものはすぐに効果が出るものではないと思っております。人の消費行動を、何かやればすぐ変わるというものではないと思っております。しっかりと時間をかけて継続してやっていくことが必要だと思っております。新しい政権の中で、食料自給率50%、まだまだ低いという目標かもしれませんが、しっかりと食料自給率を上げていくという目標を達成する意味でも、自分たちの食生活を見直して、御飯を食べて、国産のものをできるだけ消費していくという重要性を、今まで以上にしっかりと訴えていきたいと思っております。

林部会長 ありがとうございます。

私からも一言。実はこの7月から、「ごはんを食べよう国民運動推進協議会」の会長になりました。不勉強で申しわけないですが、こういう協議会があることを私は知らなかったのです。この会長を川勝平太さんがやっておられたことも知らなかった。川勝さんが静岡県知事になられたものですから、やむなく私が会長になることになってしまったのです。これは私が知らないだけではなくて、皆さんも知っておられましたでしょうか？

これからは、もっともこの広報はしていけないといけないうのかなという気がいたします。今日は政務官、局長をはじめ農水側のほうでいろいろ決意を語っていただきましたので、何としても御飯を食べようということで進めてまいりたいということでありますが、よろしいですか。

それでは、今度は竹内委員、そして立花委員です。

竹内委員 2つほど御質問したいのと、1つはお願いというのは変ですが、陳情ではない。あと1つは感想です。最初の2つの質問は、久しぶりにこういう表を見たものですから、前に御説明を何回もお伺いしているかもしれませんが、9ページの政府備蓄米の内訳です。これはいろいろ経緯もあったのですが、どういう発想でこういう内訳になっているのか。こういうバランスが政府備蓄の目的から言って、まあまあ合理的でいいバランスだと考えるのがいいのかどうか、私はその辺について直観的な疑問があります。いろいろな経緯からやむなくこういう状況になっているのだということであれば、将来に向けて適正な内訳の運営の方向に向かって改善していくことが必要になるのではないかと思います。

す。その点が1つ目です。

2番目は、この資料の16ページです。これは答えは恐らくはっきり決まっているのだと思いますが、念を押したいのは、過剰作付けの数字がございませぬ。来年度の需給計画では、需要と供給、生産と需要が同じ数字という計画になっているわけですから、こういう計画をつくるときに、過剰作付けも織り込んだものになっているかどうかを確認したいと思ひます。申し上げるまでもなく、米の置かれている状況から言えば、需給バランスが根幹的に大事だということについて私は大きな異論はないと思ひます。そういう前提でお伺ひしているわけがございませぬ。

それからお願いの点は2つありまして、1つは細かい点は省略しますが、主食用の値段の安いものから買うというのは、銘柄によってみんな値が違ふわけですから、低価格銘柄から買うという意味なのか、入札に安いほうから買うという意味なのか。もし前者であれば、それは一体どのような政策的な論拠があつての話なのか。単なる透明性ということだけではちょっと理解に苦しむ。誤解があれば、そうではないよとおっしゃっていただければ結構がございませぬ。

それから、今、御説明がありましたので、若干フルではないのですが安心しましたが、先々の備蓄のあり方については、ぜひ慎重に検討していただきたい。おっしゃるとおり大きなことだすし、かつこれは政策としてどういう位置づけで考えるのか。数字先行ありきではなくて、政策的にきちつと説明ができるものとして運営していただくことが基本的に大事だと思ひます。ですから、おっしゃるとおりそういう趣旨から、時間を大いにかけても結構ですから、毎年毎年お米はつくる、食べるわけですから、そんなに早く決めないといけぬということでもないと思ひます。こういう根幹的なことを慎重に、時間をかけて御検討いただくをお願いしたいと思ひます。

それから、消費拡大は若干の感想だけだす。私は個人的には消費拡大の問題は、自給率を念頭に置いて朝御飯を食べるかどうかを決めているわけではありませぬ。そういう角度から、つまり生産者の角度から、あるいは全体需給から国民に訴えることについて、私は率直に言って違和感があります。違和感があるという意味は、効果について違和感があるということをは言っている。むしろ健康の角度からどうだ。朝食を食べない若者が2割もいる。これは必ずマクロ的には将来の禍根を与えるでしょう。そういう意味では農林水産省も健康のことを考えておくのは大いに結構なので、厚生労働省も考えていただくでしょうが、そういう角度から取り上げていただくのが消費者サイドから見ると一番ピンとくる。

そうでないとちょっとどうかと思います。これは感想です。

林部会長 これまでも、めざましごはんなんかは運動されてきていると理解されます。他に何か。

村井計画課長 まず1点目、政府備蓄米の年産構成の御質問です。基本的には持っている在庫の古い年産のものから売っていく形で対応しています。これが理想的に回れば、先ほど申しましたように3年程度持って売っていく。きれいに30、30、30という形で回れば理想型になりますが、毎年毎年のお米の需要の動向等によりまして、政府の販売数量もなかなか一定しない状況がございます。また、政府の販売が民間市場にいろいろな意味で事実上の心理的な影響を与えることもあります。そういったことを考慮しながら、これまで毎年毎年幾ら買うのかということを決めてきた結果、こういった構成になっているということでございます。御指摘の点も踏まえながら今後、先ほど政務官の方からもお話がございましたが、備蓄運営のあり方については、いろいろな角度から検討していくことが必要ではないかと考えております。

それから2点目は、過剰作付け、過剰数量を勘案して全国の生産数量目標を決めているのかという御質問という理解でよろしいでしょうか。

この点については、基本的には先ほど御説明させていただきましたように、今年はトレンドをもって算出した需要見通しを、数字としては生産数量目標、813万トンと置かせていただいております。特に民間を中心に在庫の水準が果たしてどういったところが適正な水準かということについて、その判断はなかなか難しいところがあるかと思います。そういったことをいろいろな意味で勘案するとすれば、この目標数量の設定に当たって、ルールとしては客観性に欠けるところも出てくるのではないかと考えておりまして、22年産については、客観的に算出された需要見通しの数字を目標数量として設定させていただいたということでございます。

それから、3点目は21年産米の買い入れのところですが、意味合いというか具体的にどういうふうにするのかというお話だったと理解していますが、先ほど申しましたように、一本の入札予定価格を設定して、低い価格で札が入ってきたものから順に買っていくということですが。

竹内委員 銘柄ごとですか。

村井計画課長 銘柄ごとではございません。基本的には銘柄ごとではなくて、我々として買入予定数量一本の価格を決めさせていただく。ただ、特定の産地、品種、銘柄に偏っ

てしまうのいかなものかということがありますので、そういうことのないような形のルール設定は検討していかなければいけないと考えております。

林部会長 よろしいでしょうか。

それでは、立花委員、そして木村委員、岩崎委員と続きたいと思います。

立花委員 私も3点ばかり御質問させていただきたいと思います。1点目は、参考資料1の「最近の米をめぐる関係資料」の8ページ、9ページで、米の相対取引価格がグラフ化、あるいは統計数字が出ていますが、従来ですと米の価格センターの上場価格が参考にされていましたが、こういうことで相対取引価格がセンターのほうが、販売業者等から卸売業者それぞれ考え方の食い違いもあってなかなかワークしないということで、この相対取引価格がベースになっているわけです。私はこれが本当に公正妥当なのかというのは、外から見るとチェックできないのです。取引業者間の裏の実態は私もよくわかりませんが、だからと言って別にダークティードという意味で申し上げているわけではないのですが、相対という言葉の持つイメージからして、リベートだとかいろいろなことがあり得るかもしれません。その辺はこれからこの取引価格をベースとするということであれば、民主党が掲げられた戸別所得補償の方式でも、販売価格をどういうふうに置くかというのが1つの大きな争点になると思います。いわゆる相対取引価格の公正さ、妥当さを一体どうやって確保するのか、しているのか。1つは公正取引委員会のようなところがチェックすることもあるでしょうし、あるいは農水省でもチェックすることがあるかもしれません。その辺の相対取引価格をいかに公正、妥当、クリアなものにしていくか、透明のものにしていくか、その辺の取り組みを一つ教えていただきたい。

それから2つ目が、民主党が掲げておられると思いますが、私も本来的に言えば減反は選択的な減反ということで、基本的には価格動向を見ながら、リスクをしょって自分は参加しない。場合によっては所得の安定を確保するために減反に参加することが、基本的には理想の形態としては選択できる形が一番望ましいと思いますが、なかなかそこにはすぐに行かないということ考えたときに、私も何回かこの場で確認している点がありますが、次善の策として、CO₂の排出権取引ではありませんが、米の生産する権利を、現在でも県間売買とかそういう言い方でされていますが、昨年、一昨年は大体新潟と佐賀のほうで交換したということで、1万ha近くだったでしょうかそんな記憶もございます。現実問題、次善の策として、この生産調整を売買する取り組みはどの程度なっているのかという点を、もし御存知でしたら最新の動きを教えていただきたいという点が2番目。

それから3つ目は、これは舟山大臣政務官にお教えいただきたいと思うのですが、私も藤岡さんがおっしゃったように民主党のマニフェストを読ませていただいた中で、棚上げ備蓄の話が確かに出ていて、私もこれはコスト的にかなりいろいろ大変だなという感じがしました。ただ、民主党のマニフェストには、その辺の金額は書いてなかった。ほかの子供手当だといろいろ具体的な金額が入っていますが、民主等がこのマニフェストをつくられたときに、棚上げ備蓄を考えられたとき、コストとしてどのぐらい見込んでおられるのか、もしお差支えなければ数字をお教えいただきたいと思っております。

以上です。

林部会長 3つの質問をいただきました。一番最初の質問、相対取引の公正さをどう担保されているか。これは計画課長からお願いします。

村井計画課長 まず相対価格ですが、我々は全国団体、県域の業者さんでも、一定の取扱数量は5000トン以上の取り扱いの実績のある業者さんから数字をもらっているという形になっております。そういった中でこの数字が基本的に市場で取引されている価格にきちんと反映されているかどうかを見ているということでございます。

それから、価格も出荷側、販売側の両方から調査をかけているということで、双方向からのチェックが行われているということでございます。そういったことで、この数字の適正性は担保していくという考え方に基づいて現在調査をかけているところでございます。

それから、リポートというお話もございました。全国団体、全農の秋田の問題とかそういった問題になったところについては、これまでも全農の事業改革というか、そういったことにもきちんと取り組んでいただけてきた中で、そういった不透明な取引については基本的にやめるということで徹底しているということございまして、こういったことをあわせて総合的に取り組みながら、この相対価格が公正妥当かどうかというお話がございましたが、この相対価格の信頼性と申しますか、公正性、適正性を担保していきたいと考えております。それが1点目です。

それから、都道府県間調整のお話が2点目かと思えます。確かに20年産、21年産において産地づくり交付金、産地確立交付金の配分も工夫しながら、この2年間、都道府県間における数量目標のやりとりというか、調整を図ってきたという実績がございます。21年産においては調整数量としては9520トン、目標削減県ということで佐賀県が約8500トン、大分県約700トン、宮城県250トンということで、この3つから要は目標を削減する。その目標を受け取る、産地確立交付金等の減額を申し出て受け取る県が、新潟県が約5000

トン、石川県が約 1700 トン、長野県が約 1600 トン、山形県が約 900 トン、山梨県が 300 トンということで、9520 トンという実績が上がっております。

昨年まではこのように産地確立交付金の配分においても、国のほうで一定のルールを設けて実施したということです。これは後ほど農業生産支援課長から詳しく御説明させていただいたほうがよろしいかと思いますが、この産地確立交付金についても、22 年度の予算の中で見直すような形になっております。そういった意味で、昨年までと同じような仕組みの中での県間調整が実施できるかどうかということについて申しますと、少し難しい面が出ているのは事実かと思えます。ただ、実質的に都道府県間のやりとりをしていただく。もちろん目標を削減して主食用米からほかの作物に転換する場合には、その分きちんと交付金で支援させていただく形になりますので、そういった実質的な調整については、我々としても積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

雨宮農業生産支援課長 今、計画課長から申し上げたとおりでございます。9500 トン、面積で 1800 h a 程度の県間調整が行われたと聞いております。この支援措置、産地確立交付金で、国からの助成金を使って県の間でやりとりをすることが行われてきております。新しい 22 年度予算で提示しています水田利活用向上対策においては、これは全国一律でお配りするということですので、当該県の間で調整していただいて、片方の県の主食用米以外の作物の面積が増えれば、その増えた分だけお支払いするという制度を検討していますので、そういう形で事前に当該県で調整していただければ、そういう形で県間調整は十分可能と考えております。

林部会長 それでは、政務官からお願いします。

舟山政務官 備蓄についてのコストの御質問をいただきました。検討のときの積算数値を今手元に持ち合わせていませんので、詳細については今きちんとお答えできないのですが、いずれにしても、当時提案した 300 万トンの棚上げ備蓄ということになりますと、結局何もなければずっと持ち続けて、時期が来たら主食用以外のもので売り渡すということですから、そこにはかなりの売買差損が生じるということで非常に財政負担は大きくなる。当時の積算で 1000 億円を超えるような財政負担である。それは何年棚上げするのか、それから備蓄水準をどうするのか、また備蓄に当たってすべて国内産なのか、MA 米も含めてなのか、その条件で相当変わってきますが、いずれにしても今のやり方に比べると相当財政負担が大きくなることは、当時積算させていただいておりました。

そういう状況もありまして、今後検討するに当たってどのやり方がいいのか、現実的に

は3年回転という基本の中で、それ以上古いものも今まだ保有している状況もありますので、そういった運用も含めて今後しっかりと検討していきたいと思っております。

少し補足ですが、今、県間調整の説明がありました。基本は麦、大豆、いわゆる転作部分、主食用以外の生産について、来年度から検討している施策の中では、主食用米並みの所得を確保できるような支援水準を基準に考えておまして、そこは自発的な取り組みとしてより多く、例えば佐賀県が、今、県間調整で相当大きな大豆、その裏として麦をやっていますけれども、そういった取り組みを継続していただける条件としては、そういった条件になっているのかなと思っております。

そして減反については、我々一定の生産数量目標を定めて、それに従っていただいた生産者に対して戸別所得補償ということですが、残念ながら主食用米は自然状態では過剰になってしまうという意味で、そこを抑えて、空いた水田でいかにほかのものを有効的につくっていただくか。そこがなければ自給率向上に結びつかないという意味で、一定数量に抑えてそのほかの水田の有効利用をいかに進めてもらうか、そんな観点で事業を仕組んでいるところであります。これについてまた後ほど説明させていただきます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして木村委員から。

木村委員 数少ない流通の委員ですので余り目立たない存在かもしれませんが。需給見通しについてですが、今、米の値段が大変安くなっている。これは経済のデフレスパイラルということもあると思います。しかし実際には、民間在庫が過剰だというのが直接的な原因だと思います。8ページに示している6月末在庫の推移でも、民間在庫が過去4年の水準を大きく上回ってきている。この大きな原因としては、20年度の855万トンという基本指針で出した需要の見通しが大きく外れた。要は需要実績が当初の見込みを30万トン近く下回ったということが大きな原因だと考えております。

この基本指針の重要性というのは、この基本指針の需給情報を目安にして、生産側も販売側もこれを目安にして年度の計画を立てるということも事実であり、こういうふうを外れた場合について、外れるというのは言葉が悪いのかもしれませんが、きちんとした事後の対応策も必要ではないか。単年度だけでは解決できない問題であろうと思っております。

在庫の状況を見ましても、民間在庫211万トンと、過去4年の水準はおよそ6月末で言うと40～50万トン上回るということが、大きな需給緩和の要因であろうと考えております。この基本指針の先ほど申し上げたように、この目安にするということをきちっと御理

解いていただかないと、私どもの計画そのものが何を基準にすればよいのかということになってまいりますので、そこをきちっとお願いしたいと思います。

この需給と価格の安定という観点から言えば、計画上 22 年の 6 月末の民間在庫はほぼ今と変わらない。民間の分は数万トン減っているような数字かと思いますが、これではなかなか需給と価格の安定は期しがたいと思っております。こういう事態のときは過剰分の市場隔離とか、必要とあれば翌年度の生産数量目標の削減も必要ではないか。実施に当たってはそういう点も十分御配慮いただきたいということでございます。

林部会長 ただいまの御意見について、局長からお願いします。

高橋総合食料局長 この需給見通しについては、私は前々からも言っているのですが、あくまでも需要の積み上げという形での積算ではない。生産と備蓄の期首、期末の差という形で、前々からサプライサイドの数字でやっております。したがって、3 ページの表を見ていただいてもおわかりになるように、非常に実績のところがでこぼこを繰り返してきている。これも多分単年度で変わるわけではないという私どもの限界は常に思っております。したがって、そういう限界がある中で、翌年の中位的な見通しを出させていただきました。ここは御理解いただきたい。

それからもう一つ、それを補足するために直近のさまざまな家計消費とか、そういう動きで何とかその辺を補正していきたいと思っております。ただ、それを数字に反映させるのもなかなか難しい議論があろうかと思っております。

もう一つは、今の中でおっしゃられたその後の対応ということですが、これまではどうしても長期的な対応にならざるを得なかったと思っております。後で政務官から補足の御説明があるかもしれませんが、そここのところを今回いろいろな意味で改革していく。後ほど御説明申し上げますような生産に対する支援がどういう意味合いを持つのかということ、単に生産に対する支援のみならずこの需給の調整問題です。要は人為的に需給調整しているオーバー分と、それから天候によるオーバー分と2つあるわけですが、少なくとも需給の人為的な部分をいかに、これまで以上に調整ができるのかということも仕組みの中に入れていけるのだらうと思っております。

そうしたことをやった結果、実は天候によるオーバー分の処理の仕方をどうするかという議論も、これはまたその段階で考えて、そこまでのところも入れて形になっているのではないかと私どもは思っております。これは後の議論になります。

林部会長 補足ございますか。

舟山政務官 今、局長から説明させていただいたとおりでありまして、一定の生産数量をきちんと達成できるような仕組みに今度変えていきたい。そういった意味で新しい政策をつくっているということでもあります。後ほど詳細な説明をさせていただきます。

もう1点は、適正な在庫水準、先ほどの300万トン棚上げという話とも絡みますが、果たしてどのぐらいの備蓄を備えるべきなのか、その水準も非常に悩ましい問題かなと思っております。例えば最大級の不作が5年産の作況74であります、あのような不作が起らないとも限らないということになると、果たして今の水準が高過ぎるかどうかは一概に言えないと思えます。確かにここ4～5年を見ますと、今年21年の在庫は高めであります、その前、16年以前の水準と比べるとさほど変わりがないという意味では、多少価格に与える影響もあるかと思えますが、過去にないぐらい高い水準で何とかしなければというほどの水準でもないのかなと。その適正水準はきちんと議論して検討していかなければいけないと思っております。

林部会長 ありがとうございます。

それはよろしいですね。

木村委員 流通在庫というのは、米の円滑流通のためには絶対不可欠だと思っておりますが、少ないというのは大問題だし、過剰も同じぐらい問題です。先ほど非常時に対して、政府は備蓄をするということですが、全体の在庫数量ということよりも、この場合は政府の在庫数量を、どれくらいで備蓄されるかということはこれから先の問題だとお話になった。仮に、政府の分まで、民間が在庫を持つのかということになっていくと、円滑な流通という面ではかなり負担になってくるのではないかとということもございませう。

高橋総合食料局長 今の御意見は、政府が持つ部分を民間に持っていただくという形で現状の考え方、少なくとも。今の備蓄運営ルールの設定のときの考え方もそうはなっていないと思っております。それから、例えば100万トンの根拠についても、先ほど政務官が言われたような平成5年の問題、あるいは不況が2年続いてもいいような場合。平成5年のときは実は流通在庫も全部なくなった状況、その前の年の政府持ち越し在庫もほとんどぎりぎりの水準だったという中で起きて、二百何十万トンの緊急買い入れというのが絶対不足量で、実は若干その後持ち越しがありました。

そういったことを踏まえた上で実は12年、備蓄運営ルールに今のところに立っておりますので、今のところはそこそこでやっています。ただし、何度も申し上げますが、これから政策が大きく変わります。その中でどのように機能していくのか。生産へ与える

影響、流通へ与える影響、それから安定的供給のための備蓄の操作ということだろうと思っております。

林部会長 次は岩崎委員なんですが、今のことに絡むのですか。

それでは、富士委員先にどうぞ。

富士委員 今までのやりとりの中で、高橋局長からもちよっとありましたが、政策が変わるわけで、そういう意味で 22 年から米の戸別所得補償事業をやるわけで、そのときには米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対して交付するということでありませう。一方で、今の食糧法では、国は、生産調整の実施主体である農業者、農業者団体に対して、米の需要量情報を提供する位置づけとなっているわけです。ところが今日の指針の基本方針には、従来どおりの推進というか、目標数量の配分、推進みたいなことが書いてあるわけです。そういう意味ではモデル事業といっても目標数量 813 万トンの意味、それから県別数量なり地域別数量の配分数量の意味とか位置づけは変わるのだと私は思うのです。そういう意味では、本来であれば食糧法の改正事項なのかもしれませんが、それは来年とか 23 年に本格実施するときにするということなのでしょうけれども、少なくとも 22 年のモデル事業であっても、そういう目標数量の位置づけなり意味合いが違うのだということは、現場に周知徹底するなりなお書きなどで言わないと。その位置づけ、重み、意味合いが変わっているということを書くべきだと思います。そこは周知徹底すべきだと思います。その辺についてのお考えをお聞きしたい。

それとあわせて、そういう位置づけ、意味合いが変わるという意味では、現場で混乱が心配されるのは、未達というか不参加者のいる地域については、今までの需要量情報みたいな配分とは違って、今度は米の所得補償をもらえるかももらえないか、それとリンクしているわけですので、そういうところの配分はかなり混乱とか調整が起こり得ると思います。そういう意味でそのときの地域における配分問題で調整なり混乱が生じた場合、だれがどう調整するのか、そういうところをどう考えているのかお聞きしたい。

それからもう 1 つは推進の時期の問題ですが、従来ですと 813 万トン、翌日には県別数量を配分して、これから各県、各地域におりていきます。そのときには転作作物である麦、大豆の支援単価もセットで、要するにどれだけのものを転作作物では手取りがあるのだということがわかって現場に推進していくわけだけれども、今度のやつは 813 万トンが今日決まって、あした以降県別が決まりますが、そっちの転作作物などの支援単価はいつごろになるのか。12 月の予算編成で 12 月下旬ということになれば、セットでは現場には周知

徹底できなくなって、ただ数量だけが先に行って、そういう転作物に対する支援単価みたいなものは1カ月ずれて現場に入る。そこは特に生産現場は非常に推進しづらいというか、不安になっている。特に早場米地帯なんかこれからすぐそういう準備に入りますので、その辺のことについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

林部会長 局長からまず。

高橋総合食料局長 まず最初のところですが、基本的に生産数量目標が今の食糧法の体系の中で需給調整とセットで使われたのは御承知のとおりです。後ほどこれは新しい仕組みになりますが、モデル事業においても、基本的には全体の需給調整が必要だというのは先ほど政務官が言われたとおりですから、当然のことながら需給調整を進めていきます。この意味においては、法律上の主要目的をどうするかというところは別にしても手段論で変わるというふうに、私はそれほど大きく変わるものではないと思っています。

特に現場に混乱なく生産していただくためには、秋口、今一生懸命作業をしておりますが、現場の営農計画を考えれば、従来昨年まで行ってきた配分のルート、配分の手段、伝達の方法を活用するのが一番妥当な手法だと思っておりますので、基本的には現行制度の枠内で今日この審議会もございしますが、そういったところを使って、かつ従来と基本的には同じ形で進めていきたいと思っております。大きな事業目的自身は変わりますが、少なくともこの需給調整が必要だ、この数量の意味合いは私は変わっていないと思います。

それから、どうしても新事業の話になってきますので、その他単価の話ですが、麦、大豆等の単価です。これは当然決まっているということです。

この辺については、政務官。

舟山政務官 需給調整のあり方については、今、局長から説明させていただいたとおり、基本的には必要性は皆さんも御納得いただいていると思いますし、全体の需給調整で、今までとの違いは、特にここ数年間、国の関与、公がちょっと手を引いてもう生産者団体にお任せ、生産者団体が自発的に取り組む部分が非常に大きかったと思いますが、本格的には食糧法の改正も伴うことではありますが、来年のモデル事業においては、国、県、市町村の公の関与を少し、今の法律の枠内でしかできませんが公の関与を強めつつ、地域の今の協議会組織、農協さんとか市町村も入っていますが、そういった協議会を主体として、そこに一定の関与を市町村にもしていただいて、推進、配分ということになっていくと思っています。

それから、都道府県別の数量の配分のときに、単価がセットでないという話がありま

したが、基本的には転作の麦、大豆、新規需要米、ソバの単価というのは一定、まだ予算が絡む話ですので完全に決まったわけではありませんが、御提示はさせていただいておりであります。ただ、今まだ米本体に対する所得補償の水準がまだ御提示できていないわけですが、これについても早急に内部の検討、それから財政当局との折衝などを通じて、今年、もう遅いというお叱りもあるかもしれませんが、12月の半ばぐらい、作付計画が本格化するのに間に合うような形で、しっかりと御提示していきたいという予定であります。

林部会長 ありがとうございます。

ちょっと時計を見ていただきたいのですが、今もう次の話題にかなり入っているので、最初の課題に限って御質問、御意見をお受けしたいのですが、先ほどからお聞きしていますが、ポイントである813万トンの見通しについては、全く御異論が出ていないと考えていいと思います。それから、最初に今井委員から、買入数量及び販売数量30万トンと設定したことについて、これもお答えいただきました。さらに、生産数量目標はどうするのかということについては、先ほどの813万トンという需要見通しを踏まえて、生産数量目標も定めることについても、先ほどからお聞きしている限り御異論は出ていないと思います。

もしよろしければ、あと30分残されていますが、ここで第1の議題について整理させていただきたいと思います。農林水産大臣から諮問のあった、11月に策定すべき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）、事務局から御説明いただいて論議していただいたものについては、この内容は妥当と認めてよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、全員異議なしと認めます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定によりまして、議事に必要とされる出席委員の過半数を超えているということでございますので、本件につきましては適当と認める旨、議決いたします。

また、これについては食料・農業・農村政策審議会令第6条第6項及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について、第2条の規定によりまして審議会の議決とする。ここの部会の議決が審議会の議決ということになりますので、後ほど私が食料・農業・農村政策審議会の会長として、農林水産大臣に、適当と認める旨の答申をいたしたいと思っております。よろしいですね。

それでは、その答申（案）を事務局から配布していただきたいと思っております。

高橋総合食料局長 それでは、私のほうから読み上げさせていただきたいと思います。

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成21年11月26日付け21総食第777号で諮問があった事項については、下記のとおり答申する。

記

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、適当と認める。

以上でございます。

林部会長 それでは、こういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(2) 戸別所得補償制度について

林部会長 もう1つ重要なことがございます。残り30分で何とかこなしてまいりたいと思いますが、現在検討されております「戸別所得補償制度について」、事務局から説明していただき、その後に御意見等をお受けしたいと思います。どうぞよろしく願います。

福田戸別所得補償制度推進チーム室長 戸別所得補償制度推進本部事務局の福田でございます。

お手元の参考資料2にその内容が記載してございます。この資料に入る前に、戸別所得補償制度の目的ですが、意欲のある農家が、農業を継続できる環境を整えて、国内農業の再生を図ります。そして我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにすることが目的でございます。

本制度の23年度からの本格実施に向けて、22年度においてはモデル事業を実施することとしています。このモデル事業については、制度のモデルが円滑に実施されるかを検証し、現行制度の調和を図りながら、準備を怠りなく進めるというものがございます。

対象となる品目ですが、翌年の本格実施に移行できるものであることを前提として、価

格や生産費などの客観的なデータが整っている品目、そして価格が生産費を下回り恒常にコスト割れとなっているもの、3点目としてこのコスト割れを補うための政策支援が講じられていないもの、こういった条件を付していきますと、米を対象としたモデル事業を実施することが必要であるということでございます。

なお、この米を全国的に作付けされていますので、これを行えば他の品目にも応用は可能となってくると思います。

資料の内容でございますが、冒頭、上のほうに書いてありますように、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家を対象として、標準的な生産に要する費用と販売価格の差額を全国一律の単価として交付するものでございます。この表の中ほどの、交付額に相当する部分でございます。

この交付金のうち、過去数年分の標準的な生産に要する費用と過去数年分の標準的な販売価格の差額分、これは になります。この部分については構造的に是正が必要な部分ですので、価格水準の動向にかかわらず、販売農家に定額部分として交付する仕組みとしているところでございます。

右側には、この対策の5つのポイントが書いてあります。1点目は生産数量に即した生産者に対するメリット措置であること。2点目は協議会などを經由せず、国から直接農家の皆様方に交付金を交付させていただくということ。3点目は米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」であること。4点目、5点目は省略させていただきますが、こういった点がポイントでございます。

2枚目をご覧ください。戸別所得補償制度は先ほど申し上げましたように、販売農家の経営の安定にとどまらず、食料の自給率の向上を図ることを目的とするものです。米農家の方々は、同時に麦・大豆の生産農家でございます。こういった観点から水田作においては、水田を有効活用し自給率の向上を図るために、自給率の低い麦・大豆・米粉用・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米と同等の所得を確保し得る水準の交付金を交付することとしております。

具体的な交付水準については、左下に書いております。そしてこの部分については、その他作物として地域で単価設定が可能な部分のものがございます。このほかに二毛作助成として、10 a当たり1万5000円の交付金を交付することとしております。

そして、右側に書いてありますようにこの対策の6つのポイントがございます。1点目はすべての販売農家が対象であること。2点目として米の生産数量目標の達成にかかわら

ずに、今回の対策が自給率向上という目標に変わりますので、対象作物の作付面積に応じてこれを交付することとしております。3点目としては作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価でこれを助成することとしております。

4点目、5点目は省略いたします。

6点目は、22年度においては、麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金が交付されますので、引き続き交付されることとなります。

次のページをごらんください。こういったことから、今回の水田利活用事業の交付金、そして水田経営所得安定対策で支払う交付金を合わせると助成金としては、小麦、大豆、米粉用、飼料米については、ほぼ同程度の水準の交付金が交付されると考えております。

簡単ですが、説明を終わらせていただきたいと思います。

林部会長 ありがとうございます。

戸別所得補償制度検討チームの福田室長から御説明いただきました。それでは、ただいまの説明に基づいて御質問、御意見をいただきたいと思います。

竹内委員。

竹内委員 私には政策の根拠、農政の論点との整合性について理解に苦しみます。つまり日本の農業の置かれている状況は、少なくとも国内で見れば米は4割減反しているわけです。過剰なんです。他作物は自給率が非常に低い。今、自給率の向上か自給力の向上かわかりませんが、自給率の向上の目的であれば、対策の対象に米が入るのは理解できません。需給面から、わずかフックがついているのはわかりました。

しかし、今、置かれているような状況のもとで、唯一所得補償の仕組みが使える根拠は構造問題だと私は考えています。そこがヨーロッパ、アメリカと日本とは全く違うので、意欲のある農家。意欲のある農家の典型例は自立経営農家なのです。意欲がないというのは文学的な言葉かもしれませんが、そうではなくて生産の構造から言って、農政はどこを中心にして柱を立てていくべきかということは、構造問題は非常に大きな柱だったのです。

したがって、構造問題と所得補償を結びつけることは僕は国民の理解は得られると思います。すべてもの販売農家ということになった途端に、政策の整合性について基本的な私は疑問があります。ですから政策の論拠、合理性、整合性について、極力整合性がばらばらにならないようにその努力をぜひ続けてほしい。およそお米について、この販売農家すべてについて支えます。その米の所得を目指して大豆も支えます。一体これは何ですか。

支えてほしい人は世の中に幾らでもいます。それを比較するつもりはありません。少なくとも財源問題の前に、農政の根幹的な柱としてどういう根拠で。政策転換を図ることは時代が変わればよく起きることですが。その内容について、一挙にということは望みませんが、時間をかけても徐々に整合性が少しでも整うような努力をぜひお願いしたいというのが、今日唯一申し上げられることかと思えます。

林部会長 それでは、政務官から。

舟山政務官 ありがとうございます。

まず構造問題とこの政策の整合性の部分ですが、私の冒頭の挨拶でも申し上げましたが、今の日本の農業をめぐる状況は、さまざまな政策を打ってきた中で、高齢化の進行がとまらない、生産額の減少がとまらない、担い手がなかなか育っていない、一部法人化の動きとか規模拡大、それから意欲ある農業者が育っている部分もありますが、全体とすると非常に脆弱な状況だと思えます。平均年齢は 65 歳を超えているという状況、そういう状況の中で一定の構造改革、その効率化を図っていきましょう、規模拡大を図っていくという方向性は、もちろん私たちもやっていかなければいけないと思っておりますが、今何が問題かという、特にここ数年農村は大きな変貌を遂げておりまして、構造改革を進めるスピードよりも、今崩壊のスピードのほうが非常に早いのではないかと考えています。特にここ 3 年、4 年でしょうか、認定農業者制度を含めるともうちょっと期間はありますが、かなり施策を担い手に重点的に配分してきた流れの中でも、まだこの構造問題は解決できておりません。

そういう中で今必要なのは、まずはこの崩壊を何とかとめていくという、今の構造を下支えすることではないか。そういう中で広く国民の食料の供給を担っているのは、大規模農家だけではなく兼業農家、中小零細農家、高齢農家も含めて食料の供給をしっかりと支えてくれているということ。それからもう 1 つ、特にこれはヨーロッパなどで広くこういった視点で政策展開されていますが、農業の持つ材を生産する、食料を生産するという役割以外の、集落を守ること、環境を守る、いわゆる多面的機能と言われていますが、こういったものを支えている、役割を果たしている農家に対して、一定の支援をしながらまずは崩壊のスピードを少し抑えていこう、その抑えている中で、一定の時間的スパンの中で構造転換を図っていこうということで御理解いただきたいと思えます。

そしてもう 1 つ、今のこれからあるべき農業政策の柱はおのずと選択肢は狭まっていると思えます。かつては日本に限らずどこの国も価格支持制度で農業を守っていたわけです

が、これが国際ルールの中で価格支持制度が禁止の施策になって、今、所得補償ということになってきています。それはヨーロッパにしてもアメリカにしても先進国共通の悩みとして、諸外国、特に途上国との生産性の格差は埋め難いものがある中で、直接支払いという手法でその国の農業を支えているというところにあると思います。構造が違うので一概に比べられないかもしれませんが、ヨーロッパにおいても、規模でその支援を分けていることもないと聞いております。そういう意味で、こういった手法の中で下支えをしていくということ。

それから、なぜ余っている米なのか。大きな目的として、何とか今世界的な食料危機を迎えている中で自給率を上げていかなければいけないという目標のために、どうすればいいのか。自給率を上げるためには、米だけをつくっていても何もなりません。米を一定の数量に抑えて、それ以外の今、自給率の低いものをいかにつくってもらうかということだと思います。これに対しても、今まで米をつくらせずに、米をつくらないことを支援してほかのものをつくったときに、かつては転作奨励金と言っていました、今まで産地づくり交付金、産地確立交付金という名前は変わりましたが、米以外のものに、一定のかなり一時期手厚い支援もしましたが、これがうまくいかなかった、定着しなかった、それを何とかしていかなければいけないということを考えたときに、米をしっかりと一定の数量に何とか抑えつつ、ほかのものをしっかりとつくってもらうためにはどうすればいいのか。

一方で、米も今平均で見ると採算割れをしているような状況でありまして、米に対して一定の数量目標を掲げて、それに従った生産をした人に対する支援をする、そこで米の生産数量目標の達成を担保しつつ、そのほかの作目に対して米並みの補償をして、それを抱き合わせで米を支援するというよりは、米と転作との抱き合わせで今回のモデル事業があるということで御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、米を抑えるためには、今までは米以外の生産の奨励で、米の生産を抑えよう抑えよう、減反を達成させようとしてきましたけれども、米の生産そのものに対して支援というインセンティブを与えて、そこで一定の数量に抑え、さらに空いている水田の有効活用を何とか促していきたい、そういう目的でこの事業を組んでいるという理念でございます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、富士委員どうぞ。

富士委員 幾つかあると思うのですが、1つは全国一律ということと、地域農業の実態

に即した形での対策という部分、もう1つは構造改革の視点、この2点だと思います。

我々は、「岩盤対策」であって、全国一律だという非常にわかりやすい米の所得補償モデル事業は評価しております。もう1つ我々が言っているのは、地域実態に即した配慮が抜けている。米価で言えば収入のところは、産地、品種、銘柄ごとによって米価は1俵1万円の違いがございます。全国平均の下落が500円だとしても、1000円、1500円、2000円という米価の下落があります。そういう意味で地域実態をいかに織り込むかという意味では、2階建てみたいなものをセーフティネットとして置くべきではないか。そこに竹内さんが言った構造改革の視点、つまり担い手に誘導するようなセーフティネット、そういうものを2階建てとしてかませるといふことだと思います。

それから、2点目の自給率向上対策、産地づくり交付金から変わるやつであります、これも一律単価です。これもわかりやすいという意味ではわかりやすいのですが、これも全国からありますように4万5000円とか5万円とか、これまでの大豆の団地化とか、岩手なんかでは雑穀の取り組みをして、東から西、東西南北、日本列島の中でさまざまな地域の気象条件、土壌条件の中で工夫した転作作物を選択して、効率的に団地化するなりしてやってきたわけです。そういう地域の主体性、まさに民主党・鳩山政権は「地域主権」と言っているように、その地域の主体性を織り込むというか、地域の裁量、自主性を織り込む仕組みを自給率向上交付金に織り込むべきだというのが論点だと思います。

あとは過剰米対策というか、出口対策が明らかになっていないのです。課題としては認識されていると思います。その過剰米対策ですが、2つあります。1つは計画生産がうまくいかなくて、過剰作付けが出て過剰米が出てくる。もう1つは豊作です。豊作の場合は、今は、集荷円滑化という制度で、作況101を超えると生産者10a当たり1500円拠出して、それを主食から加工用、ほかに使用する。これが今度なくなると思います。それは産地づくり交付金をやめてしまうので、これとリンクした仕組み、制度になっていたわけで。産地づくり交付金をやめることになれば集荷円滑化はなくなる。そうすると豊作分の過剰対策はどうするのだということがあります。それをまずお聞きしたい。

それから、過剰作付けのところは、どれだけの需給均衡が図れるかということは、米の所得補償モデル事業の仕組み方、それから計画生産の推進いかんだと思います。先ほど言いましたように過剰が出たときに、豊作とか過剰作付けが出て、翌年度の生産目標数量の配分をどうするのか。生産調整やった地域、やった人。つまり千葉とか茨城とか、言って悪いですけどもそういうところの未達分の数量が突き出て、山形とか秋田の米の主産県

の計画生産の達成率、達成地域の在庫がたまる。そうなれば、それを処理しない限り、次の年の計画生産目標数量に反映せざるを得ない。そうするとやった人の生産数量が減額されるということになります。

そういう意味で、従来の需給情報と違って、私は性格が変わったと思っています。そういうふうに、米の所得補償モデルから米の所得補償をもらえるということになれば、一種の生産枠ですね。生産枠を守った人は生産枠として権利を持っているわけで、そこにやったのに、やらない人の分を翌年は枠を削減されることになるわけです。だから、その辺の公平感を保つためにも、出口対策というか過剰米対策をどうするのかということを考えないと、この計画生産数量の達成、推進というのはおぼつかないと思います。そういう意味で目標生産数量の位置づけが変わったと思います。それは県間調整するにしても、枠の売買みたいな外国でやっているクォーターの販売みたいなもの、だんだんそういう性格を帯びてくるのではないかと思います。そういう意味でよく整理していただければと思います。

林部会長 これは最後にまとめていただけますか。

時間の制約がありますから、青山委員、立花委員、藤井委員、福代委員の4名から、なるべく短く質問なり御意見を言っていただきたいと思います。

青山委員 先ほどの需給の基本指針のところ、残念ながらお米の需要が今後ふえていくということは難しいと思います。需要が増えないという前提で、生産者が収益を確保していくためには、農地を集積するなどしてコスト削減をしていかなければいけないと思いますが、果たして今回の所得補償制度がそこにつながるのか、私はどうしても疑問なのです。先ほど政務官が、崩壊を食いとめるとおっしゃったのですが、もちろんそれは可能かもしれませんが、逆に自立的な農家の農地集積とか流動化を妨げることになるのではないかと思います。

お聞きしたいのは、集落営農組織を立ち上げたときに貸し剥がし問題等が起こって、その後いろいろと後処理があったと思います。もしも預けようかなと思っていた農家が、この補償制度によってまた今年も頑張ろうということになって、借り主と農家でいざこざがあった場合は、担い手のほうに優先的に使ってもらおうという交通整理を事前に考えておかないと現場で混乱が起きると思います。そういったことについてどういった対策をお取りになっているのでしょうか。

林部会長 わかりました。

次に立花委員、どうぞ。

立花委員 これは本当にわからないものですから、2点ばかり私の素人的な発想かもしれませんが、今日いただいた資料を拝見していると、価格決定方式に着目すれば、かつてあった生産費所得補償方式を変えたものではないか。かつ毎年毎年価格決定するということであれば、かつての生産者米価の値決めではありませんが、政策的にそれを決めていくというか、私はその辺が結局かつての、しかも全国一律だということからすると、どうもかつての生産費所得補償方式の形を変えたものなのかなという印象を、まだ、私はこの3枚紙しか見ていないものですから、具体的な制度設計の中身はこれからということなのでしょうが、そういう印象を受けました。ですから、その辺はそういった印象を受ける方もおられるかもしれません。その辺のところをこれから制度設計の中でいろいろ誤解を解いていくことが必要だと思います。

それから、私は竹内さんがおっしゃったのと同じようなイメージを持つのですが、今、農家と言っても多種多様で、いろいろな雑誌を見れば都会の若い人たちが、本当にライフスタイルとして新鮮な野菜を食べたい。できるだけ無農薬な野菜を食べたい。それは別に否定されるべきではなくて、むしろそれは奨励されるべきですが、ただ、それが農業政策として国が応援すべきことなのかどうなのか。それは地域政策としてはあるかもしれませんが、だけど、いわゆる生きがい農家、ライフスタイルファーマー、あるいは超高齢の農家、まさに散歩がてら花をつくったり、あるいは都会に出ている子供、孫たちのためにトウモロコシをつくる、豆をつくる等々、それは大変結構なことで別にだれもそれは非難されるべきことではないのですが、ただ、そういったことまで含めて。

もちろん販売農家と言っているから、そこは対象ではないのだと言って、その辺がどういう形になるかまだわかりませんが、それは社会政策、地域政策としてなら私はわかりますが、産業政策としての農政でそこまで面倒を見るのか。販売農家ということでそれは線引きしているのだという御指摘があるかもしれませんが、私はその辺が国民に変な誤解を与えかねない。やはり基本は、舟山政務官の危機感は全く同感ですが、まさに構造政策をいかにスピードを上げていくか。

ヨーロッパもやっているじゃないかと。ヨーロッパの場合は、構造政策が日本よりもワングェネレーション先に進んで、今、日本の1haあるいは2haなりではなくて、向こうは30、40haの状況ですから、ちょっと環境がヨーロッパの状況と違う。それだけに私は大きな経済の流れの中では、どうしても二極分化は避け得ないのだとすれば、片方で

はそういったライフスタイルファーマー的な人に対する施策はいかにあるべきか。本来の食料自給率、あるいは自給力、あるいは食料安全保障という見地から見れば、いわゆる規模拡大して意欲を持っている農家。この人たちは土曜、日曜だけではなくてフルに働く。まさにその人たちこそ食料安全保障のかなめとも言うべき存在。その辺がもうちょっと私はこの施策を現場を混乱させないためにも、きちっと誤解のないように制度設計して、本当の意味での食料安全保障につながる施策をぜひ打ち出していきたいということでございます。

長くなりまして失礼しました。

林部会長 それでは、福代委員どうぞ。

福代委員 先ほど政務官のほうから、モデル事業、官の管理を少し強めるというお話がございまして、私たちもぜひそれは望んでいるところでございます。その上で、特に計画生産等を推進していく中で、今まで以上に行政と生産者団体の連携が重要になってくると思います。その体制づくりを行っていく上で、私ども生産者団体にもいろいろ意見がある中で、きちんと説明していただいて、それから協力要請していただくなど納得する形でお願いしたいと思います。

それともう1つ、自給率向上事業の中で、今いろいろ御意見もあったところですが、助成単価、その他作物です。今までは産地確立交付金によって、地域の裁量で特産品づくりを一生懸命を進めてきたわけです。私事ですが、我々のところも「かあちゃんブロッコリー」等で女性、高齢者も一生懸命頑張っている。中山間地域も特に先ほどの多面的機能も果たしながら頑張っている中で、そういったものはその他作物にかなり含まれると思うのです。これは地域の単価設定可能となっていますが、作物によっては3分の1ぐらいの助成になるのではないかと思われるものが多々あります。戦略作物等はきちんと助成できるような形が必要ではないか。それは自給率向上にもつながると思います。それから、助成要件の中で「実需者との出荷契約等を確認」と書いてありますが、先ほどおっしゃったようにいろいろな販路もありますし、いろいろな形で流れていくわけです。複雑にならないような助成要件の形をつくっていただきたいということを特にお願いしておきます。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に藤井委員から。

藤井委員 先ほど政務官のお話を聞いて、日本の農業に対する危機感、それから自給率

向上にかける思いというのは、私たち消費者の視点からも大変共感できるものだと思って
おります。政務官のお話を私なりに受けとめた範囲でいきますと、本来であれば若い人た
ち、担い手を中心に効率的な農業を進め、かつヨーロッパ等の直接支払い等の状況を踏ま
えつつも、ただ現状の構造改革の流れからいくと、余りにも地域が崩壊してしまうのだ、
そのために下支えとしてやるのだ、そういう決意なのだなど伺いました。ということ
でいくと、長期的には政務官のお考えにあるように大きな絵があって、その中の現状の日本
の農村の状態、農業の状態において、ベストな選択を選んでいるのだという御指摘かと思
っています。

ここから要望になりますが、これだけ見るとよくわからないですし、何となくお金をい
っぱいばらまくような印象を受けてしまいます。納税者として、効率的に日本の農業を育
成していくような施策にしていきたいと思っております。3つほどの視点で施策を考
えていただきたいと思っていて、1つは長期的な視点をぜひ示していただきたい。国民に
コミットしていただきたい。2点目は、今回ご提案資料にも公費で助成する上で、金額な
り対象なり透明性に非常に気を配って情報開示していただいていると思います。引き続き、
国費の使い方については透明性できっちり開示していただきたい。3点目は、農業政策と
して、どういう評価軸で何を評価するのかを明確に定めて、その評価が長期的なビジョン
の中でどう進んでいるのか、そのところを点検しながら大きな施策としてつくり上げてい
ていただきたいと思っております。

以上です。

林部会長 最後に政務官にお答えいただきますが、まず福田室長からお願いします。

福田戸別所得補償制度推進チーム室長 それでは、お答えさせていただきます。

まず富士委員からありました全国一律の単価ということでございます。この部分につい
ては、従来の対策が複数の目的があったこともありまして、それはなるべく簡潔にシンプ
ルにという趣旨でございます。そういった観点から、この部分が構造政策に反する部分も
あるのではないかとということですが、この部分については、過去生産コストを下げてきた
方々、あるいは有機農業等販売価格を高く売ってきた方々、そういった方々の御努力にき
ちんと報いるためには、全国一律の単価としてその努力に報いることが必要だと考えてお
ります。

そして先ほどの構造政策の部分ですが、こういったことがきちんと取り組んでいただけ
れば構造改革も進むものと考えております。

そして自給率の向上対策の部分で、地域の主体的な取り組みが阻害されるのではないかという御意見がございました。この部分についても同じでございます。従来の産地づくり交付金という対策が、需給調整を図る目的、自給率を向上させる目的、地域作物を振興する目的といったものがあつたと思います。1つの政策は1つの目的で完結していく。今回の対策は自給率の向上対策でございます。そういった中で自給率の低い作物に対して、国が戦略的な作物として位置づけて、一律の単価でモデル事業でやってみる、大臣もこの部分については、一年きちんと実施、検証してみて、必要な部分を見直すという御発言がされているところでございます。

そして立花委員、青山委員から、集落営農が崩壊するのではないかという御指摘がございました。この部分についても、先ほど申し上げたような一律の単価を設けることによりまして、規模拡大によってコストダウンの取り組みに応じて所得の向上が図れると考えております。

また、今現在の我が国の農業の現状を見てみると、中山間地をはじめとして担い手がない地域があります。特に水田集落を見ると、主業農家がない集落は5割以上あるわけです。そういった方々から将来の担い手となる方々を育てていく観点からすれば、今回の対策である程度所得を支えていった上で、そういう方々の中から将来の担い手を育てていくことが必要だと思っております。そういうものをきちんと進め、あるいは先般の農地法が改正されました。そういった趣旨を現場によくお伝えして、従来の農地集積を阻害しないような形で十分現地に説明させていただければと思います。

そして、農業政策ではなくて社会政策だったらわかるけれども、という御発言も立花委員からございました。これも先ほどの話と重複しますが、水田集落の今現在の現状から見ると、今回のような施策を打って、集落の中からきちんとした将来の担い手を育てていくことが米については特に重要であろうと認識しております。他の品目を見てみると、主業農家の方々の品目は大体7割、8割でございます。残念ながら米については、主業農家の方々がいる集落は、主業農家の方がされている部分が約4割ぐらいです。そういった中でこういった施策を打つことによって担い手を育てていくことが必要であると思っております。

その他作物の単価について、福代委員から発言がございました。先ほどと共通ですが、今回はあくまでも国の戦略作物ということで位置づけて、必要な部分は見直していくと大臣から御指示をいただいております。複雑にならない助成要件についても、シンプルにや

る、申請書類も簡素化していく、こういったことを今検討しておるところでございます。

林部会長 それでは、計画課長からどうぞ。

村井計画課長 私のほうから過剰米の関係のお答えをしたいと思います。

今御説明させていただきましたように、今般検討している戸別所得補償は、基本的にはそれで所得はきちんと補償するという考え方でございます。これまで集荷円滑化対策で代表されるような過剰米対策というのは、オーバーした数量を主食用の市場から隔離して、米の価格を基本的には支えるという考えで実施してきております。こういうことが結局、これまでも生産調整に協力した人、協力していただけない方との間の不公平感というか、ただ乗り論みたいな話の中でいろいろな問題が提起されてきているということでございます。

そういった意味で、今回、きちんと所得補償するという制度を導入するに当たって、この新しい制度のメリット感を損なわないようにすることが重要ではないかと考えております。そういった中で、では過剰米について何か対策を打つのかどうかということについては、新しい対策との整合性をきちんと考えながら整理していかなければいけないと考えております。例えば豊作過剰の分は、所得はきちんと補償するというのであれば、それはプラスアルファの余剰という形になります。そういったことについて従来のような手法でその過剰米対策を講ずる必要があるかどうかは、慎重に検討しなければいけない。基本的にはそういったことについては、これまでとは考え方が異なってくるのではないかと考えているところでございます。

林部会長 局長はよろしいですか。

高橋総合食料局長 過去の生産費所得補償方式ではないかみたいな御意見がありました。先ほどから繰り返しておりますが、基本的にお米については需給調整しなければいけないということで、抑制的にしなければいけない。今回はこの米のモデル事業と自給率向上事業の2つをあわせて、より需給調整について基本的にできやすくする仕組みにすることだと思っております。自給率向上事業については、基本的に米の需給調整との間のリンクを外しています。

したがって、これまでは100%米をつくっていたのだけれども、経営転換したいのだけれども、地域の生産調整の実施率は30%もある、そんなにできないよ、やはりお米をつくりましょうという人たちが、2割ぐらい別な作物をやります、麦、大豆をやりますと言った場合に、今回はそれが可能になります。麦、大豆に対する支援は、この人たちに当

たようになります。そういった意味では需給調整の参加について、これまで非参加者の今度の参加へのインセンティブは相当働きます。と同時にお米の方に、先ほど言いましたいろいろな理由がありますが、支援をいたします。お米も、守っている人でなければ支援はいたしません。そういったことであれば、これからやめたと、ほかをやるのだ、今までお米をつくっていた、需給調整を守っていたけれども、やめてほかのものをつくる、お米を全部つくるのだというメリットも、全部つくってしまったらお米には出ません。そういった意味では従来以上に、需給調整にインセンティブが働きます。ですから通常の場合、過剰ということは想定されません。

ただ、先ほど言いましたように豊作のようなこともあります。そのところは、何度も申し上げますが、基本的にはこれは農家の所得を補填するわけですから、当然のことながら豊作分は余剰分になります。したがって、それはそもそも自分たちがどういう形で処理しようと、メリットそのものです。所得の積み上げです。ですから、そのところまで何らかの措置を講ずる必然性は今のところは考えられないということだろうと思います。

林部会長 それでは、政務官お願いいたします。

舟山政務官 予定の時間が過ぎてしまっておりますけれども、重複するところもあるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

まず全国一律の単価ということに対して御質問がありました。それは青山委員からのコスト削減努力を妨げるのではないかと、ちょっと表裏一体というか、両面での話かもしれませんが、1つはコスト削減努力をしていただくためにも、全国一律だということもこれで行っております。確かに地域地域で見ると、これによって必ずしもコストがきちんと賄われないという問題があるかもしれません。ただ、これは先ほどお話がありましたが、一定のコスト削減努力と、一定のいいものをつくって、より高くというか、よりいいものを売っていく努力を促すためにも、全国一律であるべきなのかなと思っております。

そうはいつでも個人の努力では埋めがたい条件不利も存在しますので、そこは一定の条件不利補正、今別枠で動いている中山間地域の直接支払い制度も組み合わせながら、条件不利補正はしていく必要があると思っております。

2階建てについては、今回、来年度のモデル事業はシンプルにということで、いわゆる1階部分で走っておりますが、今後例えば規模加算とか、環境保全型農業に転換したときの加算とか、そういった2階建ての部分は本格実施に向けて検討しているところであります。

そして水田利活用自給力向上事業について、これもいろいろな御指摘がありました。1つはシンプル、わかりやすくという御指摘がありましたが、お配りした2枚目の資料をご覧いただいてわかるとおり、今までは、いつ作付けたかによって出る交付金がいろいろに分かれていて、自分が一体どの部分か、どの交付金で賄われているのか、農家の方でもわかりにくかったのではないかと思います。そういった意味で1本に簡素化したというのが1つのポイントであります。

もう1つは、品目によって単価が減ると非常にマイナスになってしまう、これは今までの努力がきちんと認められないのではないか、地域の特徴をどう反映してくれるのだという御指摘もありましたが、基本は先ほど来繰り返していますが、主食用米の支援と転作部分の支援とセットで、いかに自給力、自給率を向上していくかという政策ですので、セットで見ると米とその他の作物、大体今の生産調整の水準から見ると手取りとして、合わせるとプラスになるような仕組みになっております。ただ、地域的には集団転作を行っているところとか、そういう特定の品目での産地づくりを強力に進めているところとか、非常に大きく交付金が減ってしまう地域があることも聞いております。そういった問題意識は持っておりますので、その部分はどう調整していくのか、その他作物の単価の部分で調整するのかどうか、そこは今検討しているところでございます。

あと下支えということもそうだけれども、地域の崩壊を食いとめるといふより、自立を妨げることになるのではないかという話もありました。一部報道などで、集落営農に貸していた人が戻してもらい、貸し剥がしのような現状が起きるのではないかという報道も承知していますが、今現在実際にそういう事態が生じていることはまだ聞いておりません。私もかなりの山奥に住んでいますが、今、兼業農家が集約化の邪魔をしているという状況よりも、今受け手がいないという状況のほうが、私が見ている限り非常に深刻なのかなと思っています。

そういった意味で、何とか今そこで農業をしている方に、まずはここで踏ん張っていただいて、その中で、地域によってあり方はいろいろあると思います。そういう地域での農業のあり方を模索していくのか、そういったところを考えていただきたいと思っております。

それで地域政策と産業政策というのは、別であるべきではないかという御指摘だと思いますが、農業というのは極めて地域政策と密接不可分に関係していると思います。もちろん一義的な役割は、生産物を生産してそれを売って食料を供給していくということですが、

これも冒頭申しましたが、環境を守っている役割とか、そこに農業があるからこそそこに定住が進んで地域が保たれている、そういう表裏一体の役割が果たされているという意味で、ヨーロッパでもこれは一致した政策として地域政策と産業政策を合わせた形で、今いろいろな形での直接支払いが行われているのではないかと考えています。

その手法として、ヨーロッパではかつてはこのような生産費と販売価格の差額を基本とした補填から、環境という基軸で環境支払い、それから農村地域開発ということでだんだん移行していますが、制度が成熟するに従ってそういった方向に行くのかなと考えています。私は不足払い的な差額補填ということではなくて、一定の農業の果たしている役割に対して、また諸外国との生産性の格差をどう埋めていくかという指標の1つとして、今ここを使っていくのだと、この差額というのを使っていくという理屈になるのではないかと考えています。

最後、藤井委員から御質問いただきました。長期的ビジョンをしっかりと示して、わかりやすく、またこれがどういう結果を生んでいるのか、望ましい姿、また今農業というのが岐路に立たされているわけですが、農業が持つ今後未来に大きく可能性を開いている部分が、きちんと発揮できるような環境に対する貢献とか、新たな雇用の受け入れ先とか、エネルギー対策にどう寄与できるのか、そこも含めてしっかりと長期ビジョンを描きながらこの政策を進めていきたいと思っております。

林部会長 ありがとうございます。

この後まだ御意見、御質問をまだまだたくさんしたいと委員の方は思われるかもしれませんが、予定の時間を過ぎてしまいましたので、今日のところはこれで終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

舟山政務官から大変熱弁を振るっていただいた分だけ遅くなりましたけれども、とても意義のある部会だったと私は思っております。

それでは、今日の議事については議事録として整理し公開いたしますが、その整理については私に一任させていただきますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後にもう一度、舟山政務官から本日の議論について御感想でも、またまとめの形で結構ですので、一言いただきたいと思います。

舟山政務官 本日は本当に遅い時間に、また長時間にわたりましてありがとうございます。今日の主題であります基本指針を御了承いただきまして、これを基軸に今後の米の

生産数量目標をしっかりと決めていきたいと思えます。さまざまな御疑問、意見をいただきました。そういった意見をしっかりと反映させて、今後よりよい政策をつくっていききたいと思っておりますので、今後とも何か御意見がありましたら、遠慮なく寄せていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

林部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

前島需給調整対策室長 林部会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、遅くまで熱心に御議論いただきまことにありがとうございました。

次回の食糧部会につきましては、3月の開催を予定しておりますが、具体的な日程については、皆様の御都合をお伺いした上で追って御連絡申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉 会